



2014年3月に第1号を発行した「消費者市民ネットとうほく NEWS」。この時は、「ネットとうほくの設立にあたって」「NPO法人設立までの経過と東北初の適格消費者団体設立にむけて」の記事が掲載されていました。毎号苦心しながら作成してきた NEWS が今回で 50号となりました。今後も皆さまに愛読していただける紙面作りを心掛けて参ります。

■講演会を開催しました

10月22日(土)10:30より、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、公正取引委員会事務総局東北事務所取引課長大吉規之さんをお招きし、講演会「消費者問題と公正取引委員会」を開催しました。オンライン参加を含め30人が参加し、独占禁止法や景品表示法について学びました。



講師 大吉規之氏

公正取引委員会は、独占禁止法・下請法・景品表示法を所管する独立行政委員会で、「法執行」と「政策立案」の2つの顔を持ち、自由な経済活動が公正に行われるように、企業の違反行為に目を光らせ、消費者の利益を守っています。最近では、公正取引委員会を舞台したドラマも放送されました。

独占禁止法は、あらゆる分野において、事業者の公正かつ自由な競争を促進するための市場経済の基本ルールで、「経済の憲法」とも呼ばれています。一方、景品表示法は、不当表示(誇大広告)や過大景品(商品の価値に見合わない高額な景品類の提供)による不当な顧客誘引を禁止、消費者が良い商品・サービスを安心して選べる環境を守ることを目的としています。実際の購入がなくても、不当に顧客を誘引していれば違反となります。講演会では、具体的な事例紹介やクイズを通して、私たちの暮らしの中にあるこの二つの法律について分かり易く説明していただき、身の回りの問題点や注意する点、事件処理の手続き等を理解することができました。

なお、公正取引委員会には、独占禁止法・景品表示法についての情報提供窓口があります。消費者の第一報で始まる事件も多く、消費者の厳しい目が違反の抑止にもつながるとのこと。おかしいなどと思ったらご連絡下さい。また、HP内のキッズコーナーでは、子供たちに人気の「うんこドリル」が登場し、「独占禁止法」について楽しく学べることができる他、活動に理解を深めてもらうために講師派遣を行なっています。



【情報提供】(独禁法)第一審査課 022-225-8421

(景表法)取引課 022-225-7096

【講師派遣】取引課または総務課 022-225-7095

■検討委員会活動報告「防災センターの新たな被害への対応」

ネットとうほくが株式会社防災センターを相手方に提起した差止請求訴訟は、ニュース 48 号でお知らせしていたとおり、中途解約をした顧客に残余代金の一括払義務を課す条項をはじめとする全ての契約条項や勧誘行為等の差止めが認められ、ネットとうほくが全面勝訴しました（2021 年 12 月 16 日に仙台高裁判決で判決言い渡し、2022 年 6 月 3 日に最高裁が上告を棄却して確定）。

このような判決を受けて、株式会社防災センターが、違法・不当な業務を改めることを期待していたのですが、判決確定後に、同社の営業員が、仙台市内の従前の顧客の自宅を訪問し新たな勧誘を行っているという情報が、多くの市民から寄せられております。

主な相談苦情の内容は、従前契約をした市民（高齢者が多い）宅に突然訪問し、古い消火器を回収するとともに、新たに「10 年完全保証契約」と称する、消火器設置の継続的な契約を締結するというものです。

防災センターは、判決で使用停止を命じられた従前の契約書面やチラシなどはそのままは使用せず、内容を変えた資料を用意して勧誘を行っているようです。ネットとうほくは、被害情報を収集し、獲得した判決に基づいて、勧誘行為等差止の強制執行など、今後取りうる方策を検討していきたいと思っております。

このような今後の被害予防の対策とともに、実際に被害にあってしまった方の救済も重要な課題と考えております。ネットとうほくにご相談をいただいた被害者については、消費生活センターをご紹介するとともに、弁護士相談の希望がある場合には、同センターを通じて相談・受任に対応する弁護士を紹介することにしております。防災センターによる勧誘被害等の情報がありましたら、引き続きネットとうほくまでお寄せいただきますようお願いいたします。

■2022 年度第 3 回消費者被害事例ラボ（消ラボ）を開催しました

9 月 22 日（木）18:00 から、仙台弁護士会館において、2022 年度第 3 回消ラボを開催し、Zoom での参加も含めて 21 名の参加がありました。



講師 山崎暁彦准教授

今回は、「消費者概念について」というテーマで福島大学の山崎暁彦准教授が講義を行いました。

近時行われた民法改正においても、「消費者」もしくは「事業者」概念を規定するかどうかとの議論がなされたり、学識者の中で「消費者概念」について議論されることが多くなったことから、本テーマが取り上げられました。

まず、消費者契約法における「消費者」概念について、事業者（事業性）があるかどうかによって峻別されていることが確認された上で、近時の消費者契約法改正における検討内容と、いわゆる「消費者的事業者」と「事業者的消费者」の議論に関する紹介がなされました。

消費者契約法の改正においては、例えば、当該契約以外に事業者性を基礎づける事情がない場合、開業準備行為、自己の事業に関連しない取引の場合などといった類型において、「消費者」として取り扱う必要があるのではないかと、他方、適用範囲は客観的・明確なものが望ましいという意見があったといった議論内容が紹介されました。また、「事業者消費者」として、近時のフリーマーケット・アプリケーションにおいて、多数の出品をしている個人について、経産省の発表しているガイドラインなどを踏まえても、「事業者」とであると評価しうる見解と、これに対して当該ガイドライン自体に消極的見解があるといった議論が紹介されました。

これらの議論を踏まえ、山崎准教授からは、主に「リスク・マネジメントにおける構造的な格差」に着目して「消費者」概念を画定していくのが良いのではないかと、具体的には、いずれが契約に関するリスクの耐性や損失(のおそれ)を解消しうるかどうかといった要素が重要になるのではないかと、といった私見が示されました。

以上の発表を踏まえ、意見交換では、例えば「消費者概念」を議論するために「事業者概念」にもっと着目し、議論を進める必要があるのではないかと、だとか、例えば消費者契約法1条の記載からしても、「リスク・マネジメント」だけではなく、並列的な事情の一つと考えることも排除されるべきではない、といった議論が交わされました。

次回は11月16日(水)18:00から、「消契法上の不当条項に係るいわゆる「グレーリスト」について」というテーマで、尚絅学院大学の栗原由紀子教授が担当して開催します。引き続き、Zoomでの参加も受け付けております。会員の皆さまは是非ご参加ください。

■「消費者トラブル 電話相談会」開催中

チラシやHPでご案内の通り、現在、弁護士による「消費者トラブル電話相談会」を開催しています。今年度は、7月から2023年2月までの毎月第1金曜日に開催し、これまで多くのご相談、消費者トラブルの情報提供が寄せられています。



ネットとうほく無料電話相談では、宮城県外の東北地方在住の方からの消費者トラブル情報提供やご相談も可能です。仙台弁護士会に所属している弁護士が、みなさまからのご相談をお受けします。ぜひこの機会にご利用ください。

受付時間 毎月第一金曜日 13:00~16:00です。

右記の電話番号で受付けています。 専用電話：**022-341-2010**

■会員の皆さまへ「2023年版くらしの豆知識」をお届けします

国民生活センターより「2023年版くらしの豆知識」が発行されました。ネットとうほくでは、毎年、オリジナルデザインの「くらしの豆知識」を作成し、日頃から当団体を支えて下さっている会員の皆さまにお届けしています。発送予定は、11月下旬頃となります。あなたの身近な知識の源としてぜひお役立てください。



■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、理事の河上正二先生(東京大学・東北大学名誉教授)です。

「ネットによる遠隔講義の消費者法」

9月に入って、大学での後期授業が始まり、ネットを介した遠隔講義で「消費者法」の授業をやっている。ちなみに教科書は、私の『遠隔講義 消費者法<第3版>2022[信山社]』と消費者法判例百選<第2版>[別冊ジュリスト]である。今年度の講義はハイブリッド方式で対面でもできなくはないらしいが、昨年実績で730名の受講生があったので、とても一つの教室でやるには密集して危険だということで、今年は、対面授業は最初から諦めた。第一、試験が大変で、座席の間隔を空けるために、いくつも教室を使うことになると、試験監督で他の先生にも迷惑をかける。そんなわけで、パソコンと睨めっこしての講義が始まったが、これが、なかなかうまくいかない。最初の講義の時には、何故か分からないが「21分7秒のところから後は声が聞こえません」という学生のメールが何通か届き、うなりながら、もう一度再録を試みた。どこかで、私が「ミュート(音声中断)」のキーに触ったらしい。あの残りの1時間以上、いろいろ工夫して冗談を言ってみたり(笑ってもらえないが)、手を動かして当事者の関係を演じてみたのが、一体何だったのかと、再録の時は無力感にさいなまれ続けた。パソコン画面のカメラの向こうに、沢山の学生が居るのだと言い聞かせてはみるが、なんとも侘しく1コマの授業を終えた。第2講では、絶対に、最初のようなことにはしないぞと勢い込んで、講義を始めたが、何時間も前から予定時間がくるまで緊張していたせいか、実際に講義が始まると、40分くらい経過した時点で、ものすごい睡魔が襲ってきた。以前にも、対面講義で2、3度、講義をしながら眠りに落ちたことがある(学生達は、眠りながらの分けの分からない講義を聴かされたに違いない)。意識を失っても、講義はできる。それにしても、パソコンの前で、しゃべりながら寝落ちした自分に気付いたとき、久しぶりであったので「どうしよう」と戸惑い、仕方がないので、しばらく沈黙した後、「・・・しかしながら」と続けておいた。話が、繋がっているかどうか分からないが、なんとか2回目の講義を終えた。これがクラウドというところでビデオのような具合に録画ファイルになって、何度も学生に確認されるかと思うと、冷や汗が出る。さて第3講。「2度あることは3度ある」という恐れと、「三度目の正直」という言葉の狭間で、講義をした。やっと、半年ぶりの遠隔講義に精神的にも慣れて、ついに大したアクシデントもなく、講義を完遂した。万歳、快哉。デジタル社会に馴染めない我が身の不甲斐なさを嘆きつつ、「高齢者のITリテラシーを高めましょう」などという標語を、いまいまして横目で見るとこの頃である。

【発行元】 内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.